

令和3年度第3回太宰府市情報公開・個人情報保護審議会議事録

開催日時	令和3年10月28日（木）15：15～16：25
開催場所	太宰府市役所 3F 庁議室
出席委員	徳永弘志 坂本徹 三輪貴代 江口光
出席職員	安西美香 元気づくり課長 矢ヶ部友美 元気づくり課主任技師 門谷美緒 福祉課福祉政策係長 前田勝一朗 都市計画課都市計画係長
事務局	山浦剛志 総務部長 高原寿子 文書情報課長 宮崎 薫 文書情報課文書情報係長 百田繁俊 文書情報課主任主査
傍聴人	0名

事務局から連絡（進行：高原課長）

- ① 開会あいさつ
- ② 出席者が過半数を超えている（4名出席）ため、審議会成立の確認。
- ③ 会の進行を会長に依頼

～太宰府市情報公開・個人情報保護審議会～（進行：徳永会長）

議題1 報告案件について

- (1) 資料1 「集団健康診査事務」（修正）：元気づくり課

【会長】

それでは議題1の「報告案件」について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

報告案件は4件あります。まずは1件目です。

資料1、1ページをご覧ください。担当課は元気づくり課で、ファイルの名称は「集団健康診査事務」です。既存のファイル登録票の修正です。

集団健康診査の対象者と外部委託先の名称に変更が生じたので、ご報告するものです。

本日は元気づくり課から安西課長と担当の矢ヶ部主任技師が出席しておりますので、ご質問がございましたらよろしくお願ひいたします。

【会長】

ただ今の説明に対しまして、質問等はありませんか。

【会長】

前回審議会の資料1の7ページにも元気づくり課のファイル登録票がありましたが、今回の登録票も同じものですか。

【事務局】

前回の登録票は生活保護事務の参考資料でしたが、今回は集団検診事務の登録票そのものの変更です。

【会長】

外部委託だけで、外部提供はないのですか。

【事務局】

外部委託先の名称変更だけです。

【会長】

この案件とは関係ありませんが、前回の審議会で、生活保護事務の目的外利用等記録票の根拠法令の記載について今回報告されることになっていませんでしたか。

【事務局】

その件は、失念いたしておりましたので、次回ご報告させていただきます。

【会長】

では、皆さんからご質問がなければ、次の案件に移ります。

(2) **資料 2** 「新生児臨時特別給付金支給事務」(修正)：福祉課

【会長】

それでは2件目を事務局から説明をお願いします。

【事務局】

それでは2件目です。

資料2、3ページをご覧ください。担当課は福祉課で、ファイルの名称は「新生児臨時特別給付金支給事務」です。

臨時特別給付金の支給対象となる新生児の生年月日に変更が生じたので、ご報告するものです。5ページに事業の要項を添付しております。

本日は福祉課から門谷福祉政策係長が出席しておりますので、ご質問がございましたらよろしくお願いたします。

【会長】

ただ今の説明に対しまして、質問等はありませんか。

【会長】

記録項目の印鑑に斜線が付いているのは、印鑑が必要でなくなったのですね。

【担当課】

押印廃止の方針により、今回から外れています。

【委員 1】

記録形態の画像とは何ですか。

【担当課】

添付書類として口座の写しと本人の身分証明書の写しを付けてもらっていますので、その画像です。

【委員 1】

親御さんのものですか。

【担当課】

そのとおりです。

【会長】

ほかにご質問がなければ、次の案件に移ります。

- (3) **資料 3** 「木造戸建て住宅耐震改修等補助金交付事務」(目的外利用の追加): 都市計画課

【会長】

それでは 3 件目を事務局から説明をお願いします。

【事務局】

それでは 3 件目です。

資料 3、7 ページをご覧ください。担当課は都市計画課で、ファイルの名称は「木造戸建て住宅耐震改修等補助金交付事務」です。

関係規則の改正に伴い、申請者に市税の滞納がないことを確認することとなったため、8 ページの個人情報ファイル目的外利用等記録票を新たに作成するものです。9 ページ及び 10 ページに申請書の様式を添付しております。

なお、7 ページの個人情報ファイル登録票の裏面が欠落しており、8 ページの個人情報ファイル目的外利用等記録票の事務等の名称に誤りがありましたので、本日該当部分の追加及び差し替えをお配りいたしております。

本日は都市計画課から前田都市計画係長が出席しておりますので、ご質問がございましたらよろしくお願いたします。

【会長】

ただ今の説明に対しまして、質問等はありませんか。

【委員 2】

資料 2 では個人情報ファイル登録票の欄外の管理項目に ID や担当課などが載っているのですが、資料 3 にはありません。

【事務局】

本来は文書情報課のシステムで出力すべきところを、担当課から提出されたデータをそのまま利用してしまいました。スタイルが違っているだけで、内容的には相違はありません。

【委員 3】

木造建物の改修補助金ですよ。氏名、住所、年齢は大事と思いますが、なぜ性別が必要なのですか。

【担当課】

こだわりはなかったのですが、当初作成した様式に性別欄がありましたのでそのままの状態です。

【会長】

次回の改正時に検討されますか。

【担当課】

今回は押印廃止のみを念頭に置いていました。性別については、次回の改正時に検討します。

【委員 1】

資料 9 ページの筑紫野警察署への照会とは、こういった情報を求めるのですか。

【担当課】

補助金の交付要件に暴力団関係者でないことがありますので、防災安全課を通じて該当がないかを照会いたします。

【委員 2】

そういう対象者の申請は受付しないのでは。

【担当課】

申請書の受付はしますが、不許可となります。過去にそのような事例は発生しておりません。

【委員 3】

口座番号が登録されますが、暴力団関係者は口座番号を持たないから不思議な感じがします。

【担当課】

口座番号は、工事が終わって決定通知を送った時点で書いていただきます。

【会長】

申請の段階では分からないのですね。

【委員 1】

住宅耐震改修補助金申請で、心身の状態の障害は必要ですか。

【担当課】

耐震改修の補助制度では、防災ベッドや耐震シェルターも対象になっています。地震の時に自力で起き上がれるかなどが補助の要件になりますので、障害者手帳などの情報が必要になります。

【委員 1】

分かりました。

【会長】

ほかにご質問がなければ、次の案件に移ります。

(4) **資料 4** 「空家等の管理事務」(修正)：都市計画課

【会長】

それでは 4 件目を事務局から説明をお願いします。

【事務局】

それでは 4 件目です。

資料 4、11 ページをご覧ください。担当課は 3 件目と同じく都市計画課で、ファイルの名称は「空家等の管理事務」です。

この度、空家に関する相談窓口を市役所に設置し、相談者に関する情報を「公益社団法人宅地建物取引業協会筑紫支部」と共有することになったため、個人情報ファイル登録票の記録項目を追加し、12 ページの個人情報ファイル外部提供記録票を新たに作成するものです。13 ページに相談窓口のチラシを、14 ページには相談申込書の様式を添付しております。

なお、11 ページの個人情報ファイル登録票の裏面が欠落しており、12 ページの個

個人情報ファイル外部提供記録票の提供開始年月日の記載が漏れておりましたので、本日該当部分の追加及び差し替えをお配りいたしております。

ご質問がございましたらよろしくお願いたします。

【会長】

ただ今の説明に対しまして、質問等はありませんか。

【委員 1】

資料 14 ページの同意事項には、宅建協会筑紫支部及び所属事業者へ提供とありますが、外部提供記録票の外部提供先機関の名称はこれでよいのでしょうか。

【担当課】

担当課としましては、会員である所属事業者も、筑紫支部の一部であるにとらえています。情報は支部にお渡ししています。

【委員 1】

実務としてはそうですが、情報は会員にまで行くのですよね。

【事務局】

外部提供先に「及び所属事業者」を追加させていただきます。

【委員 2】

所属事業所はどれくらいありますか。

【担当課】

ただいま数字を持ち合わせておりません。

【会長】

資料 13 ページのチラシでは、公益財団法人福岡県宅地建物取引業協会と協定を締結したとありますが。

【担当課】

協定は福岡県宅地建物取引業協会と結び、実務は筑紫支部が行います。

【会長】

外部提供先を締結先と同じく公益財団法人福岡県宅地建物取引業協会にしてはどうでしょうか。

【担当課】

そのように訂正いたします。

【委員 2】

相談申込の情報が宅建協会に渡ると、空家の売買に関する相談者の個人情報がオープンになるのではありませんか。

【担当課】

協定で、個人情報は外部に出さないことになっています。相談の段階では個人情報が外部に出ることはありません。

【委員 2】

相談から商談になった時点で外部に出るということですか。

【担当課】

本人が希望されれば公開されることもあります。

【委員 2】

資料 14 ページの申込書の申込先は宅建協会になるのですか。

【事務局】

宛先は太宰府市長になっています。

【会長】

担当課が受け付けて、宅建協会の筑紫支部に申込書を渡して筑紫支部が具体的な相談を受けるという流れですね。

【担当課】

そのとおりです。

【会長】

相談については協定書の中に守秘義務が入っている。だから個人情報は洩れない。そういう仕組みですね。

【事務局】

はい。

【会長】

相談者が売りたいと言わない限り、宅建協会は情報を流さないと思いますよ。流すと大変なことになるので、それが歯止めとなります。罰則はあるのですか。

【事務局】

協定には、相手方の瑕疵によって損害を受けた場合の規定はあります。

【会長】

個人情報が漏れたことによる損害ではないですね。

【事務局】

そのとおりです。

【委員 2】

空家に関する相談は、環境保全課の範疇かと思えますが。

【事務局】

その土地に建物がなければ環境課、建物が建っていれば都市計画課が担当することになります。

議題 2 太宰府市個人情報保護条例の一部改正について

資料 5 一部改正条例、新旧対照表

【会長】

それでは議題 2 の「太宰府市個人情報保護条例の一部改正」について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

議題 2「太宰府市個人情報保護条例の一部を改正する条例について」ご説明します。資料は、15 ページから 17 ページまでです。

今回の改正は、「デジタル庁設置法」及び「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、いわゆる番号法が改正されることに伴う所要の

規定の整理を行ったものです。

詳細につきましては、16 ページの新旧対照表でご説明いたします。

まず、第 21 条の 2 の 3 行目、「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改めるものでございます。これは、デジタル庁設置法の施行により、番号法第 2 条第 14 項に規定する情報提供ネットワークシステムの設置・管理の事務が総務省からデジタル庁へ移管されることから、当該事務の主任の大臣に関する規定が総務大臣から内閣総理大臣に改められるため、これに伴い、特定個人情報データを訂正した場合において、最新の情報を共有するために通知を行う先として、個人情報保護条例に規定している通知先を、総務大臣から内閣総理大臣に改めるものでございます。

次に、4 行目をご覧ください。

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」第 55 条において、番号法第 19 条第 3 号の次に新たに 1 号が追加されることにより、現行の第 7 号及び第 8 号がそれぞれ 1 号ずつ繰り下げられるため、これに伴い、個人情報保護条例で引用している当該号番号についても改めるものです。

この一部改正条例につきましては、先の太宰府市議会第 3 回定例会において原案可決され、9 月 30 日付けで公布されております。説明は以上です。

【会長】

ただ今の説明に対しまして、質問等はありませんか。

(質疑なし)

議題 3 その他

【会長】

それでは議題 3 の「その他」について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

先ほど、生活保護事務の目的外利用等記録票の根拠法令の記載について、次回の審議会でご報告と申しましたが、経過が確認できましたので、この場でご報告いたします。前回の審議会資料 1 の 5 ページ、生活保護事務の個人情報ファイル目的外利用等記録票の具体的根拠につきましては、根拠法令として生活保護法を記載せず、目的外利用が必要な理由についてのみ、生活保護法の改正により被保険者の健康課題を把握する必要がある旨を記載いたします。

【会長】

目的外利用する理由だけが記載されることになるのですね。では、この件は今回で終了ですか。次回の報告はありますか。

【事務局】

今回の報告で終了とさせていただきたいと思います。

【会長】

分かりました。

【事務局】

それでは次に、次回の審議会の日程について、お知らせします。次回は来年 1 月頃

を予定いたしております。開催日については、日程が近づいてまいりましたら事務局から調整させていただきます。

【会長】

以上で、本日の議事日程が無事終了いたしました。皆様のご協力ありがとうございました。

これを持ちまして、令和 3 年度第 3 回情報公開・個人情報保護審議会を閉会いたします。